

第五十一回国会 衆議院 文教委員會議録 第十三号

昭和四十一年三月二十五日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 上村千一郎君

理事 谷川 和穂君

理事 川崎 寛治君

理事 大石 八治君

理事 久野 忠治君

理事 坂田 道太君

理事 中村庸一郎君

理事 松田竹千代君

理事 山村新治郎君

理事 河野 密君

理事 鈴木 一君

理事 小沢佐重喜君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

理事 大野 明君

理事 熊谷 義雄君

理事 床次 徳二君

理事 西岡 武夫君

理事 松山千恵子君

理事 落合 寛茂君

理事 松原喜之次君

理事 梅吉君

理事 中野 文門君

理事 安嶋 彌君

理事 杉江 清君

理事 安養寺重夫君

理事 田中 彰君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

理事 杉江 清君

任につき、その補欠として船田中君、濱地文平君及び重政誠之君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件  
国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

○八田委員長 これより会議を開きます。  
国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○長谷川(正)委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案について若干質問を申し上げまして、政府のお考えをただしたいと思いますが、すでにこの法案については何人かの方が御質疑をなすつておられるので、その中でいろいろ明らかになつてきたわけですけれども、特に私はきょうは、学校名ないし学部名の変更、学芸学部を教育学部に直した提案に対しまして二、三質問を申し上げたいと思ひます。

先般どなたかの御質問の際に、杉江局長の御答弁の中で、学芸学部を教育学部に變更する件について、それぞれの該当大学と十分相談をした上で合意に達したものを提案をしておつて、そういう点でまだ合意に達してないものは残してある、こういうような御答弁があつたように存じますが、文部省側として、教育学部に変更するように要請をした学校はどことどこと、そして今回具体的に提案になつたものがお出でしているわけですが、落ちたものはどこ、その間の事情をまずお伺いしたいと思います。

○杉江政府委員 名称変更につきましては、約一年間関係大学、関係学部、学長、学部長さんを中心にお話し合いを進めてきたわけでありまして、また教育大学協会等にもお伺いをして御相談をして進めてまいりました。いずれも基本的には御了解をいただいたのであります。ただ、やはり学校の名称、学部の名称、これはそれぞれの大学の大きな問題でありますので、また各大学において十分御討議いただいたのであります。その結果、学芸大学におきましては、大阪学芸大学が大学名称及び学部名称の変更について議がまとまらなかったものであります。そこでこの点については、今後の問題として、今回は改称いたしておりません。東京学芸大学については、これは名称変更については基本的には御賛成いただいておりますのであります。そこで学部名称については、教育学部と直すことについて御賛成いただいたのでありますけれども、大学名称は、これはほかに東京教育大学がおりますので、どうもいい名称が見つからない。ひとつ今後検討するから待ってもらいたい、こういう御意向に即して、大学名称の変更はいたさないこととしておるのであります。もう一つ、秋田大学の学芸学部については、やはり学芸学部のほうで意見がまとまらなかったもので、この名称はそのままにしております。学芸大学は全国で七つあるわけでありまして、そのうちいま申し上げたものが例外になっております。学芸学部は全国で十八あるのであります。秋田の学芸学部の例外があつたわけでございます。

以上でございます。

○長谷川(正)委員 そうしますと、学芸大学と名のつくものについては、全部教育大学にするように要請をされ、そのうち東京学芸大学は名称のいいのが見つからぬから待ってくれということであり、秋田大学は学芸学部の教授会の賛成が得られないということ、一応見送りになったということ

とでありますか。  
○杉江政府委員 それと、大阪学芸大学の大学名称と学部名称については、そのままにしております。  
○長谷川(正)委員 大阪学芸大学がやはりそのままですね。これも賛成を得られなかったという理由ですか。  
○杉江政府委員 はい。  
○長谷川(正)委員 学芸学部を教育学部に變更することにについては、全部同意を得られたわけですか。  
○杉江政府委員 学芸学部を教育学部に直すことについては、いま申し上げましたように、大阪学芸大学の学芸学部と、秋田大学の学芸学部の名称変更については、賛成を得られませんでした、そのままにしてございます。  
○長谷川(正)委員 それでは、今後大阪学芸大学及び秋田大学については、文部省としてはどういう方針ですか。  
○杉江政府委員 今後とも十分大学と話し合いを進め、御納得いただくように、十分の努力をいたしたいと考えております。  
○長谷川(正)委員 いまあげた三つの大学を除いた他の学芸学部は、全部教育学部になるといふわけですが、その中で非常に問題が起つた大学が幾つかあるように聞いておりますが、その実情を文部省ではどのように把握されておりますか。  
○杉江政府委員 経過においてはいろいろありますけれども、しかし最終的には皆さんそれぞれ御了解いただいて、問題はなかと承知してあります。ただ横浜国立大学の学部名称変更については、教授会としては正式に御決定になつたのでありますけれども、学生がこれを承知せず、この一月以来ついで数日前までかなり激しい紛争が生じておつたのであります。

三月二十五日  
委員重政誠之君、濱地文平君及び船田中君辭任につき、その補欠として山村新治郎君、西岡武夫君及び大野明君が議長の名で委員に選任された。  
同日  
委員大野明君、西岡武夫君及び山村新治郎君辭任につき、その補欠として船田中君、濱地文平君及び重政誠之君が議長の名で委員に選任された。

○長谷川(正)委員 その後伺いますと、学部長その他責任者が、そういう事態に対して辞表を出しているというようなことも伺っておりますが、なぜそういうことになったか、その点について文部省としてはどうお考え、あるいはどうお責任を感じておられるか、その点をお尋ねします。

○杉江政府委員 まず教授会で正式に決定されながら、学生の反対によって一月中旬から授業が行なわれておりません。しかも学生は学校の自主管理と称して、事実上学芸学部を白藪し、教官をも中に入れないような激しいやり方をしています。教授会としてはその説得に努力されたのでありますけれども、なかなか学生は承知せず、つい数日前までそういった非常に異常な事態が続いたのであります。しかも横浜国立大学の試験は目前に控えておる、すみやかな解決をはからなければならぬ、こういう立場からその責任を感じられたというのが第一の原因ではないかと私は考えております。それから実態の面におきましては、学生側の主張として、教授会の決定があまりにも唐突ではないか、十分な審議が尽くされていなかったのではないかと、十分強く主張しておったのであります。そういう点において教授会内部においてもいろいろ議論もあり、その点において教授会内部の十分な意見統一もできなかったという点も、辞任された原因をなしているのではないかと、私は、大きくいっていまの二つの点が辞任された原因ではないかと思ひます。

○長谷川(正)委員 教授会が非常に唐突にきめたということが、学生側の非常な批判の一つの問題になっておるといいますの御答弁ですが、実情は、教授会はどうであったのか、学部長としては、不十分な審議の上で答申をしたというようない事実があるのかないのか、その点はどう把握されておりますか。

○杉江政府委員 教授会は、一月六日の教授会において、名称変更についてこれを可とする決定をされたのであります。それ以前において、教授会において十分な審議をされてなかったことは事実

のようでありまして、その点においても少ししばしばやられたほうがよかつたのではないかと、意見もあるし、結果から見ればそういう点も反省されると思ひます。ただ私は、この問題についてはもう一年前からのいろいろお話し合いを進めておつた、で、そのことはもう広く関係者に周知されておつたところだと思ひます。成規の教授会においての審議は十分でなかつたとはいひながら、そういうことが問題になっておる、そして大勢としてはそれが変更の方向に進んでおるといふことは、私は関係者の方々は多く了承されてきたところだと思ひます。そういう状況を考えますと、正式の教授会における審議は十分でなかつたといひながら、しかし一月六日の正式の教授会においては成規の手続においてその審議を了され、正式の決定をされておるのであります、私はその間重大な誤謬ないし不備があつたとは思ひておりません。

○長谷川(正)委員 教授会は形式的には一応決定をして答申したかっこうになっておるけれども、少なくとも他の大学に比べて横濱国立大学の場合には、非常に不十分な審議であつたといふことは局長も認められておるようです。そういう事実について、こういうことを行なう場合には、文部省は十分実情を把握し、慎重な態度をもって行なわないと、要らざる紛争を起し、その間に使われるエネルギーあるいはその間に失なわれる時間は実ははかり知れないものがあると思ひます。教授を悩ませ、学生を苦しめる、こういう行政のあり方自体を文部省としてはまず第一に十分反省をする必要があるのではないかと私は思ふのです。同時に、少なくともそういう問題が起つていくことを察知すれば、現に秋田その他、横浜に合

わつておるところもあるのですから、横浜についても配慮をすることが決して時間的にも間に合

わらないはずはなかつたと思ひますが、その点はこのようにお考えですか。

○杉江政府委員 先ほど申し上げましたように、この問題は一年前からしばしばいろいろな会合を開いて御相談申し上げてきたところであり、学内でそれをどうするかということ、それこそ私は大学自体の御判断にゆだねるべき課題だと思ひます。そこで学部の御判断によつていまのような決議をされたということについては、それでよろしいのだという御判断が私にはあつたと思ひますが、そういうふうな御判断に対して文部省がどうか言うべき立場ではないかと私は考へます。もちろん今回の紛争はまことに遺憾なことであり、名称変更がそのような紛争の原因をなしたのは残念なことであり、私はそれは単にそういう手続だけの問題ではなくして、もっと本質的な問題がからんでおると思ひます。と申しますのは、結局、名称変更そのものに反対だ、この際、教授会は決定機関だけれども、それを撤回させようという強い要求があつて、それを撤回させる一つの――私にはあえて口実と言ひたいのであります、いまのような点についての非難がなされておるのは事実でありますけれども、本質的にこの名称変更に反対しよう、そのためにはあえて手段を選ばないという学生の行き方そのものに、私は、この紛争は重大な反省を求めていると思ふのであります。

○長谷川(正)委員 私がもう一歩突っ込もうと思つていた問題に局長も触れた御答弁をいたしたいわけですが、しかしその問題に入る前に、なるほど文部省側としては一年前から各大学に機会あるごとくに問題を投げかけてあるのだから、あとは大学自体がどうこなそうとも、それは大学の自主性である、それもけつこうだと思ひます。しかし同時に、形式的に手続を踏んであるからそれでいいというものでなくて、やはり文教行政の府にある責任者としては、常に生きた実態を正しく把握しながら不祥の事態が起らないような指導をするといふことは当然の責任であると思ふのです。その点で、このような事態が起つたといふこと自体、一歩進めてこの問題の本質に入る前に、行政のあり方として反省すべき点があるのではないかと、こう思ひますが、そうお考えになりませんか。

○杉江政府委員 名称変更に関連してあのような紛争が生じたこと自体非常に残念なことであり、その点において私もいろいろな点を反省しなければならぬと思ひます。ただ私は、少なくとも文部省の立場でこの問題を扱うやり方、手続において遺憾な点があるという反省は、率直なところろいたさなないのであります。というのは、この問題も以前からの問題で、できるなら一年前にもやりたいたいところで、ある程度そういうお話し合いもしてきたような問題なんです。しかし一年前においては諸般の状況が伴わなかつたから、そこでむしろいろいろな問題の実施を一年延ばしまして、今度はひとつ十分話し合いをして御納得を求めて、スムーズにやりたいということでは私は最善の努力をしたつもりであります。そういうふうなことから各大学でそれをどう扱われるかというふうなことで、私もはむしろすべきではないという立場でやってきておりますので、この問題の扱い方については私はこの程度で許されるのではないかと、率直にそういうふうにお考えを

○長谷川(正)委員 杉江局長がそういうお考えであれば、私はそれはそうではないと思ふのです。が、そういうお考えだと思ふことが明らかになれば、それはやむを得ないと思ひます。たとえば注意しておつたから事故が起つても責任がないというものではないと思ふのです。それと同じような関係で、この問題は念を入れてずっと前からやりになり、示されておつても、実際にそういう事態が起つてしまつたといふことについては、やはり責任があると思ふのです。しかし私はこの問題については、すでに杉江局長のお考えは、私

はそれでは遺憾であるといふことを申し上げて、手続を十分やるにしても、さらにその実態といふものを考へて、こういう不祥の事態の起らないように、行政の運営をし、そういう危険が察知されれば、無理してやらなくても、もう少し十分討議して、落ちるところに落ちたときにやるということでもいいはずなわけですが、そういう配慮が欠

○長谷川(正)委員 杉江局長がそういうお考えであれば、私はそれはそうではないと思ふのです。が、そういうお考えだと思ふことが明らかになれば、それはやむを得ないと思ひます。たとえば注意しておつたから事故が起つても責任がないというものではないと思ふのです。それと同じような関係で、この問題は念を入れてずっと前からやりになり、示されておつても、実際にそういう事態が起つてしまつたといふことについては、やはり責任があると思ふのです。しかし私はこの問題については、すでに杉江局長のお考えは、私

はそれでは遺憾であるといふことを申し上げて、手続を十分やるにしても、さらにその実態といふものを考へて、こういう不祥の事態の起らないように、行政の運営をし、そういう危険が察知されれば、無理してやらなくても、もう少し十分討議して、落ちるところに落ちたときにやるということでもいいはずなわけですが、そういう配慮が欠

○長谷川(正)委員 杉江局長がそういうお考えであれば、私はそれはそうではないと思ふのです。が、そういうお考えだと思ふことが明らかになれば、それはやむを得ないと思ひます。たとえば注意しておつたから事故が起つても責任がないというものではないと思ふのです。それと同じような関係で、この問題は念を入れてずっと前からやりになり、示されておつても、実際にそういう事態が起つてしまつたといふことについては、やはり責任があると思ふのです。しかし私はこの問題については、すでに杉江局長のお考えは、私

けていたという点は、一般的な行政のあり方として私は今後特に文教、教育行政については慎重な配慮をしてほしいということを示し上げます。

しかしこれは一般的な行政の問題ですが、いま局長の触れられた本質の問題に一步入ってみたいと思ひますが、なぜこのように学生が三ヶ月間にわたっていわばストライキというような状況に入ってきたのか、また教授会が非常に審議が不十分であったということ、あとになって学部長はじめ認めているという事象が起つてきたか、しかも文部省はあくまで一べん了承を得たのだからといって、鬼の首を取つたようにしやにむに立法化しようとするのか、その辺に文部省の教育行政に対する非常な権力的なやり方というのを強く感ずるわけでありますが、その点に對して私はいま二つのことを申し上げたわけで、学生側が本質的になぜそのように反対することになったのか、それをどう把握すればいいのか、それからもう一つの問題は、いま申し上げたように権力的なにおいがあるか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 繰り返し申し上げますように、一年間お話し合いを続けてまいつた、それで最終的に正式の教授会で決定されたのであります。しかし、それは教授会としてはそのことについてこれを再検討するとかいうような動きは全然示しておられないのであります。私もやはりそういった正式の教授会の決定の線に沿つて事を進めていくというのが行政の当然の立場だと了解しております。決して文部省がその教授会の御意向に對してさからつたり、また特別な意図を加えたりするようなことは全然ないわけでありまして、そういう意味において、この問題の処理については私は権力的だと思はる意味が十分了解できないのであります。

それから学生がなぜこれに反対するかという点については、これは推測でありますけれども、やはり名称変更についての一般の反対とおそらく考え方を一にしておるのではないかと思つたのであります。

ます。名称変更についての反対の一般的なものとしましては、これを名称変更することによつて、かつての師範学校タイプの教育が行なわれるのじゃないか、そういう点が最も基本的な反対の理由だと思ひます。そういう点と関連するのでありますけれども、学芸学部で教員に必ずしもならない者までも入つてくる余地を残し、また教員養成学部で要求される教職科目等も履修しないで卒業できる道を残しておいてくれという主張も、それに関連してあるのではないかと思ひます。それから学生のほうの意見として、それほど強いつは考えませんが、いままである教育学部というのは非常に教員組織等が貧弱であります。そういうので、すでにある教員養成をしておる教育学部のやうに名称変更によつてかえつて教員組織、規模等が縮小されるのではないか、そういうふうな懸念もあるいは加わつていたかと思ひます。大体以上のように思ひます。

○長谷川(正)委員 旧制師範の復活ではないか、また大学としての広い学問探究から、非常に狭い、いわば職人としての教師養成というふうな狭い道に追いつかれていくのではないか、こういうことが学生側の大きい関心ではないか。またそれに伴つて、いまちょっとおしまひのほうがよくわからなかつたのですが、学科や科目、そういうものの変更に伴う人事問題等を心配しておるのではないかというふうなこともいまちょっと言われたと思つた。おそれることはすべてやはり私も学生側が反対をする重要な原因の一つだと思ひます。そこで私ども、学生側の意見を詳しくは知りませんが、同様な心配をこの問題については持つわけでは、ほんとうはこれは文部大臣にお伺ひしたいのですが、大臣がまだお見えになりませんから、局長なり次官からお答えを願うよりしようがありませんが、そもそも戦前の旧制師範における教員養成と戦後の新しい憲法下における教員養成との根本的な考え方の相違、あるいはその学問のしかたの違い、それをどういうふうにお考えになっておりますか。

○杉江政府委員 根本的な相違は、戦後における教員養成は大学においてこれを行なう。戦前はこれを大学において行なわなかつたのであります。戦後はこれを大学において行なうところに根本的な相違があります。大学は、学問、教育、研究の最高の学府であります。そして、ここには大学の自治が認められております。そういう大学において教員養成もやるんだという点が最も大きな相違であり、また大学でこれを行なうという限りにおいて、かつての師範学校のような教育に復活するという心配はきわめて薄いと考へてよろしいと思ひます。

それから教育学部によつて、何か職人養成のような考え方が入つてくるんじゃないかという御懸念もあるわけでありまして、大学において教員養成を行なうということは、大学一般の原則が適用されるということでありまして。たとえば、一般教養も他学部と同様な一般教養が行なわれるわけでありまして。新制大学の一つの理念は、教養豊かな人間をつつていこうという理念があるわけでありまして、その基本的な考え方は、教員養成学部においても当然適用されるのであります。そういう点で戦前とは非常に大きな相違があるわけでありまして、また大学において教員養成を行なうというその一点から、いろんな御心配も多くは杞憂だと私は考へておるわけでありまして。

○長谷川(正)委員 非常に抽象的な御答弁なんです、それがもうちょっと角度を変えて伺ひますが、旧制師範学校における教員養成の致命的な欠陥、あるいは逆にこういう点はないか、よかつたと思つておるところが、おありになれば、その両面についてどういうふうにお考えになっておりますか。

○杉江政府委員 旧制師範学校の教育においては、教育内容を基本的に固めておつたのです。そのきめ方においては、やはり当時における国家主義的な色彩が多分にカリキュラムに浸透しておつたのであります。そして一般教養という点

についても、当時師範学校における一般教養の考え方というのは狭かつたと思ひます。大きき言ひましても、よかつた点については欠陥があつたと思ひます。よかつた点といへば、やはりその教育の目的ははっきりしておつた。それからその教育課程が教員になるにふさわしいカリキュラムが組まれておつたといふことは、一方において欠点もありませんが、たとえば小学校の先生に必要な資質として、音楽もできる、体育もできるとか、全科にわたつて必要な教育を一応はできるやう配慮されておつた、そういうふうな点は長所であつたと私は考へております。

○長谷川(正)委員 いまの御答弁で、特に欠陥として、教育の内容を固めて、非常に国家権力の統制といひますか、そういうものの支配の中に教員養成が行なわれる、このことが一番欠陥である。戦後は、教員養成も学問の自由といふものが保障されているところで行なわれる。そこが本質的な違い、こういうふうにおつたわけでございますが、まさにその点に今回の横濱国大の問題にしても、あるいは広く学部の変更に對して、単に看板が変わるだけで何でもないじゃないかと、言へばそれまででありますけれども、非常に私どもが心配するのはこの点にかかつてくるわけでありまして。大学という名前は残しておるけれども、教員養成という目的の大学に對して、いま文部省が用意をされておるといふ教員の免許法等と関連しまして事実上大学の学問の自由も自治もそこなわれて、全く国家権力の目的に従つた教科目だけを押しつけられて、それだけで教育をされる。事実上旧制師範と同じような、自由な学問の探究の素養とか、あるいは社会科学的教育とか、そういったものがだんだん狭められていくのではないか。このことが非常に私どもとしては心配になるわけでありまして、戦前の教育がある面では非常に効果もありましたけれども、あつた大きな戦争の惨禍に一億に近い国民があげて引きずられていつても、その誤謬を途中でみずから訂正することができなかつたやうな深刻な反省の上

に立って、教員養成というものは大学で行なうというふうには大きく切りかわったわけだと思えますけれども、なるほど大学という名称はそのまま残るにしても、教育大学になることにおいて、また教育学部になることにより、教員養成目的のために大学そのものの本質からだんだん離れていく養成機関になるということを強く心配するわけでありませぬ。

ことに昨年発足した宮城教育大学の問題につきましては、当時上村委員もいろいろ質疑をされて、そういう点については与党の立場からまただされておるわけでありませぬ。その宮城教育大学になってから、宮城教育大学の学生を聞きますと、学生生活そのものの中に自由な時間、自由な学問探究の時間が次第に狭められて、昔の師範のような生活、そういうものに類似するような事実の状態があらわれておるといふことも伺っておるわけでありませぬ。私は、この問題は、実際文教委員会として一べん十分徹底した調査あるいは直接現地調査等もやたらいかかかと思つておるわけでありませぬ、そういう心配を持つわけでありませぬ、もしそういうことがないといふならば、免許法の改正等が用意されておるようでありませぬけれども、そういうものとの関連を明らかにして、なるほどこれは心配がない、大学としての本質はやっぱり確立されておる、そういうことが明らかになった上にこういう御提案をなさつたほうが私はいいと思つておる。ですから、でき得れば、本法案は、いま私が取り扱つた問題以外の部分では大いに社会の要請にこたえ、あるいは前向きに拡充される部分もたくさんあるわけでありませぬから、本法案について全面的に反対する気持ちはないのでありますけれども、しかしこの学部名の変更につきましては、どうしても私は納得ができませんのであります。私の心配が杞憂で

○杉江政府委員 学芸学部性格については前にも申し上げたことがございますけれども、非常にあいまいであります。このようなあいまいな学部

というのにはほかに例がないのであります。いままでは文理学部がそれに匹敵するかもしれませぬ。しかし、文理学部は、なおもう少しはっきりしている。しかしこれは複合学部でいろいろ問題があるからということ、いま改組を進めておるわけでありませぬ。その他他は、学芸学部ほど性格のあいまいな学部はほかにないと思つておる。むしろ発想としては、そういうふうなあいまいな学部は大学の学部としておかしんじゃないか。いずれの学部もつと目的、性格がはっきりしている。だから、ほかの学部並みにその目的、性格を明らかにしたい、こういう考え方を基礎にしているわけでありませぬ。

それから教育課程などにおきましても、いずれの学部においても一定の目標を持って、それにふさわしいカリキュラムを組んでいるわけでありませぬ。これは大学設置基準に示されておるわけでありませぬ。ところが、学芸学部についてはその目的、性格があいまいでありませぬから、ほかの学部が持つておるような設置基準さえもつくれなかつた。設置基準さえもつくれないような学部といふのはきわめて変則でありませぬ。だから、設置基準もない、あるべき教育課程も基本がきまつていない、教官組織も整備できない、施設設備も整備できない、こういうふうな状況であつたのでありませぬ、こういうふうな状況で大学の学部としての特長部だと私は思つておる。ほかで当然やつておるものがやられていないのです。それで実態は教員養成をやつておる。それはこの学部の整備、充実のために基本的な障害になつておる。それを反省し、他学部並みに目的、性格も明らかにし、そして設置基準をつくる。設置基準をつくるということは教育課程の基本がそこで程度示されるということであるわけでありませぬ。そういうふうなやろうといたつたわけでありませぬ。今回この発想であるわけでありませぬ。だから、何かこんなことにして、ほかの学部と違つた特殊の部落をつくらうといふのじゃなくて、むしろいままでのあり方が特殊部落だから、一般学部並みにこれを整備し、引き上げようといふところに

基本的な発想があると私は考えておる。なお、いまの御質問に対しては、まだ一部しか答えてないのでありますけれども、そういうふうな考え方から、むしろ性格を明らかにする。そして目的、性格を明らかにすれば、それに最もふさわしい名称をつけることがいじらう、こういうことで御相談してまいつたわけでありませぬ。そういうふうな考え方ですから、教育学部になることによつて大学教育の本質から離れていくのじゃないかという御懸念については、私はそういう御心配はないといふことを申し上げたいのであります。もう一つ、よくいわれることは、何か教員養成を目的とする学部ということになると、大学は本来研究の機能があるはずだ。学部は教育の単位であり、研究の単位でもある。そういう面がないがしろにされるのではないかと御質問がしばしばあるわけでありませぬ。しかしこれも、大学の学部である以上は教育の場であると同時に研究の場である。そういうことはこの名称を変更してもそれは厳として動かないことである。むしろいままでのようなあり方では研究も十分できないだらう。教官組織も十分だし、施設設備も十分だし、だから目的、性格を明らかにして、それにふさわしい教官組織を整備し、研究のできるような配慮をしていきたい、こういう考え方でやつておるわけでありませぬ。だから現実に教育学部にすると同じ時に、そういう研究機能をも拡充しようといふ考え方で、宮城教育大学にはいままで学芸学部では設けられなかつた研究施設も設けたのであります。それからまた東京教育大学においては大学院もつくつたのであります。そのことはやはりこの教員養成をする学部においても研究機能は重要である。だから他学部並みに研究施設を持ち、大学院もつくるといふ方向で整備しておるのであります。今回の措置によつて大学の学部としての実質を高める方向にこそ動くのであつて、また動くべきであつて、いまのような御懸念はないと私は考えております。

○長谷川(正)委員 まあ懸念はないというお話で

すが、むしろいまのお話を聞きながら、私は一その心配を深める面があるのです。たとえばいまお話を教育学部という名称にすることによつて目的をはっきりさせ、そのことによつて教授陣の配置なり職員配置なり、いろいろなそういう充実の問題について配慮する。裏を返すと、名前を変えなければいよいよは見てやらぬ。こういうふうな行き方で、いよいよ文部省としての権力的な力を発動させ、ひらめかせながら、全部学部名変更に応じさせていく、こういうふうなにおいも非常に強くなるのであります。

私の伺つたところによりますと、福島大学では、教授会ではこれは反対だ。ところがいよいよ締めくくる段階になつて、反対の傾向が非常に強かつたけれども、しかしこれは反対をすすると、いま局長が言われたように、いろいろな点で整備拡充の計画からははずされる。それではやむを得ないから、賛成といふわけにはいかないから、学部長一任といふかっこうにしよう。こういうことになつて、結果的には学部長の判断という形で教授会の意向がまとめられて、答申をされて、名称を変更することになつた。こういう事実も伺つておるわけでありませぬ。そういう点からも、どうも教育の権力統制をさらに強めていくような感じがしてならないわけでありませぬ。

まあ杉江局長自身は、ことばのとおりこれによつていよいよ教育学部というものが、学芸学部時代のより大学らしく、学問研究についてもっと純粋にその内容を高めることが保障されるのだ。こういうふうにおっしゃつておられます。主観的にはこれはうそをおっしゃつておるとは思いませんけれども、過去の文教行政全体の流れの中で、この問題につきましてはいまの御答弁をいいたゞきましても、私は逆にそういう面で一そう統制を強められるのではないかと、いろいろな心配をせざるを得ないのでございます。したがつてこれはいまおっしゃつたようなそのこまかい各大学の拡充の具体的な内容、それとさらに先ほど申し上げた教員免許法の問題、そういうものが同時に

出されて総合的に審議されることになり、私も警戒していることは、当局の御配慮で実はそのようには、このようにすべの面でも前向きだといふことがあるいは明らかにするのともわかりませぬけれども、どうも私にはそういうふうには期待できない気がしてならない。文部大臣から、こういうわれわれの心配に対してどういうふうなお考えであり、どういうふうな今後の運営についての御決意であるかを承りたいわけでありませぬ、次官なり局長なりから、もし答弁があれば、川崎君のほうにバトンを渡したいと思ひますが、ひとつお願いいたします。

○杉江政府委員 いままで申し上げたことと、名称変更の基本的な考え方は、教員養成の重大性にかんがみましても、非常に立ちおかれておいたこの教員養成の学部を整備充実したい。そのためにはやはり教員養成が大学の学部で行なわれるという実質をあくまで高めていく以外ない。その実質を高めるためには他学部並みにその目的、性格も明らかにし、また教育課程の大ワクについてのあり方を設置基準によって明らかにし、それに基づいて諸般の整備をしていく以外ない。そういうふうな考え方で今回のことを御相談してきたわけでありませぬ。かつての師範学校のような形に戻そうという意図も全然ございませぬし、そのことは先ほど申し上げましたようにいろいろの現にやっておりますのであります。研究施設をつくり、大学院をつくるというふうな方向で整備をやっておるのであります。たとえば医師の養成の場合は、ほとんど全カリキュラムをかなりがっちり組んで、医師になるに必要な教育をやっておるわけです。いろいろな資格を養成する場合にはそれに必要なカリキュラムは組んでおるわけです。今後なすべきことの一つは、やはりいままでもあまりにその学部の性格がいまいであったためにいろいろのことが

雑多にやられておった。こういう現状にかんがみまして、やはり教育者になるのだ、そのために教育を行なうのだというその目的、性格のもとに教育内容も反省され、カリキュラムも整えられ、教科施設も整えられるというところは、これは当然のことだと思ひます。ただし、それらのやり方についてはあくまでも教育内容についての大学自治を前提とする、学問の自由を前提としてや、そのことは大学の学部である限り当然のことでありませぬ。ただそれにしても、教員になるに必要の質の向上ということ、そういうた大学教育という大前提の上に立ちながら、もう少し充実した教育が行なわれるようにする、こういう考え方を持って事を進めておるつもりでございます。

○中野政府委員 間もなく大臣もこの席にお見えになると思ひますが、いろいろと御意見なり御質問が続けられたのでございまして、私もこの席で拝聴いたしまして、非常に啓発をされる点が多々あったことをお礼申し上げます。

杉江局長のほうから御答弁を申し上げたわけでございますが、私自身ただ一言で申し上げますならば、この質疑応答の間で示されました先生の御意図、お考え等につきまして、まだまだ文部省の態度につきまして、将来をかけて御心配の趣も多々あったように存じます。御意見は十分参考にさせていただきます。先生の御心配のないように私もつとめてまいりたい、かように存じますので、御了承賜りたいと思ひます。

○長谷川(正)委員 終わります。

○八田委員長 川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 大阪学芸大学、秋田大学、それから東京学芸大学の学部変更について了承を得られなかつた、こういう経過について先ほど長谷川委員の質問に対する御答弁があったわけでありませぬ。その了承をとれなかつた理由は何か。

○杉江政府委員 各大学によってそれぞれ多少の相違はありますけれども、一般的に見まして、やはりかつての師範学校のようなタイプの学部に変化するのじやないか、こういう御心配が一番多い

と思ひます。それからもう一つは、現にある教育学部——文理学部のあるところの教育学部のように、教官組織も貧弱な学部にはされるものではないかという心配。それからムード的なものとしては、いままでも使われてきた名称を何も変える必要はないじやないかというふうな考えもあるかと思ひます。大体以上のような点が反対のおもな点だと承知しております。

○川崎(寛)委員 そのことについては、抽象的に高橋委員の質問に対してもそのような二つの理由を答弁されておるわけでありませぬ。なおその際、されなかつたために今後の整備の基礎が薄弱になる、このように高橋委員の質問に対してお答えになつておるわけでありませぬ。なぜ整備の基礎が薄弱になるか。たとえば予算をつけてやらないう、こういうふうなおどかしのつもりなのか、あるいは学科目、教官組織の整備、そういうものが文部省で考えるように進まない、そういう意味で言つておられるのか。その点明確にしていただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 理論的に言いますと、その学部の目的、性格が明らかにならない。したがって、教育課程の大ワクもあるべき姿が明らかでない、いわゆる設置基準もきまらぬ、こういう状況では、これは整備の強固な基礎はないわけでありませぬ。そういう点からいままでも学芸学部の整備が立ちおれてきた。大蔵省へ定員要求をしても、一全体全体の姿はどうあるべきか、その全体の基準に当てはめてこが不足だからこを補つてくれ、こういうならわかるけれども、単にある部分だけをつかまえてこれが不足していると言つても、それは了解できないということを言われ続けてきたわけでありませぬ。だからそういう意味におきまして、その学部の目的、性格、設置基準、普通の基準に示されているあるべき教育課程の大ワクですね、その程度のものがないというところは、やはり整備の基礎が薄いとすることが言えると思ひます。ただ、何もできないかといへば、現にその学芸学部といへども、やはり教員養成を主として行

なつておるわけでありませぬ。だから、今回私もは、また違ったものにしていう考え方がなかつた、そういう事態に即して、そういう事態だから、その実態を最もよくあらわす名称は教育学部でしよう。そういうふうにするつもりでございませぬ。したがって、形式的にいいますならば、今後整備の基礎はきわめて薄弱なものになるし、私どもは、そういうた教育の実態を考慮して、これに対して全く何もしないというふうな立場はとり得ないと考えております。

○川崎(寛)委員 教員養成系大学の設置基準がまだ定められていないわけですね。ところが一方、財政当局が統一をせよ、整備をせよ、こういう要望を言われ続けてきたから、こういうことになりませぬと、本来大学設置基準があつて、それに沿つていくというのがしかるべき筋道であるのに、財政当局の要望にこたえるために文部省はこういう措置をとられようとしたわけですか。

○杉江政府委員 そうではありませぬ。財政当局の……(川崎(寛)委員)「さっきさう言つたじやないですか」と呼ぶ)いや、それは、現実に教官の定員増などを要求するときに、そういうことを言われ続けておつた。そのことは、基本的にその学部のあり方が、他学部比べて、何といひますか、異なつておるというところが、財政当局からそういうことを言われる基礎にあるわけでありませぬ。だから、その基礎を固めよう、本来言われなかつたって当然やるべきことなんだ、学部である以上当然やるべきことを、そういういろいろな弊害もあるからやりたい、やるべきだ、こういう考え方で進めておるわけでありませぬ。

○川崎(寛)委員 どうも明確じゃないのですが、それならば、大学設置基準がおくれているのはどういうわけですか。

○杉江政府委員 それは学部の目的、性格が明らかでなかつたからであります。だから、その設置基準をやらうとすると、議論百出してまらなかつたわけでありませぬ。議論百出してまらなかつたわけ

○川崎(寛)委員 それであれば、なおさら問題は大きいと思うわけですね。議論百出してまともな議論が定められない前に、学科目のあるいは教育組織の整備、そういうことと统一的に持っていくこととするのは、議論百出のままとまっていけない。設置基準自体がまとめられない、おかれておる、そういう基本的なものがありません、一方具体的には予算面等から制約をしながら、入れもののほうについては追い込んでいく、具体的にいま事実関係を追っていき、プロセスとしてはとておる、こういうふう自然理解せざるを得ないと思えますが、いかがですか。

○杉江政府委員 設置基準といふのは、国立大学だけのものではなくて、国立私立全体を通じてのものであります。それはいわば最低必要なものを掲げているわけでありませぬ。そういうものもいままです。他学部並みにはできてなかつた。しかしかつて大学基準協会が一応きめられた案といふものはあるわけでありませぬ。それが非常にいい規定になって、人文、自然、社会分野にわたって学習するといふふうなことになるわけでありませぬ。そういう基準協会が一応きめられたものがあつたとしても、他学部並みのそういうすつきりした基準ができていないといふことがあつた。そういうことが学部全体の弱点なんです。今度の国立大学の問題は、実はそういう国立国公立を通じての問題にいろいろな点で整備されなければならない。一般の国立大学の学部は、やはりそういう最低の設置基準に要求されること以上の整備をいろいろな面で行つておられるわけです。教官組織においても施設設備においてもみながやっております。そういう国立大学の整備というのを考えますと、これはやはりもう少しすつきりした目的、性格が明らかになつて、教育

課程の基準も明らかにして、その上で整備するということがどうしても必要になる。そこで先般教育課程の基準も御答申いただいたわけですが、それに即して国立大学としての整備を、最低の要件にとどまらず、もう少し教官の面においても施設設備の面においても整備して、実態はすでに教官養成という実態を持っていますのであるから、そういう実態に即して諸般の整備をしよう、こういう考え方でございませぬ。

○川崎(寛)委員 大学設置基準は私学も含んでおる、そういう意味でいろいろ複雑な要素がある、こゝろ言われたわけですね。そういうと申すと、なおさら、教員免許の基準等の答申もなされておるわけでありませぬけれども、それらと関連をしておられ、お小私学を含んだ一般的なものとして考えなければならぬの、国立系だけでも整備していき、こういうことでも事実関係を追い込んでおる、そういうことになりませぬか。どうもいまの局長の御答弁では、その点きわめて不明確だと思つておる。

○杉江政府委員 小中の教員養成としては、現実に国が大部分責任を負つておるのであります。こゝろに小学校教員の養成については、国立大学において大部分の責任を負わざるを得ないのであります。そういう特殊事情があらふたつたので、国立大学においては、特にほかの公立における教員養成以上にこれを充実強化していかねければならぬ、そういう要請に基づいて今回のような措置をしております。

○川崎(寛)委員 答弁にはなつていないと思つておる。もう私立関係でやられることは迷惑だ、むしろ国立で全部やりたい、こういうお考えですか。

○杉江政府委員 そういうたてまえはとりませぬ。しかし、事実上私立において小学校のあのよほど広い範囲の教育をやるといふことは、現実にはほとんど行なわれていないし、今後も行なわれ見通しは少ないと思つておる。特殊な例はあります。だからやっていたら非常な非難があらう、たいことなんですけれども、実際経営その他から、

私学において小学校の教員養成は私は期待できないと思つておる。そういう意味においては、優秀な教員の養成は、小学校教員においては特に国が責任を負つていかなければならぬ、こゝろ思つておる。

○川崎(寛)委員 私立でやれない理由は、何ですか。

○杉江政府委員 最大の問題は、全教科担任というたてまえから、多くの科目を用意し、多くの教官を用意しなければならぬ。それは経営上から見て非常に困難を伴う、こゝろいう点が最も大きいと思つておる。

○川崎(寛)委員 そうしますと、免許制度の開放性のたてまえといふものは事実上狭められて、今後免許基準の改定あるいは強化ということがなされれば、これまでもおいてさういふ状態であれば、今後なおさらそのことが不可能になりませぬ。そうすると開放性のたてまえといふものは変更になって、閉鎖性のものに事実上なる、そういうふうに見えてよろしいですか。

○杉江政府委員 だれでもやれるたてまえをとります。それは決して変えませぬけれども、私学でそれをやるのが事実上ない、事実上絶対ないといふのではないのでありますけれども、非常に期待できない、こゝろいうのが現実だと思つておる。

○川崎(寛)委員 これは免許法の改正案が出されておる、この点なかなか議論がしにくいわけですけれども、免許法の改正案はいつ建議に基づいて出される予定ですか。

○杉江政府委員 ただいま検討しております。なるべく早い時期に出したいと思つておる。

○川崎(寛)委員 本国会に出される予定ですか。

○杉江政府委員 検討しておりますが、なるべくならば出したいと思つておる。

○川崎(寛)委員 先ほど長谷川委員も言われたように、旧制師範教育への復活の懸念、あるいは具体的に大阪大学や秋田大学、東京学芸大学等が今回の名称変更について応じなかつたといふこと理由は、旧制師範的なものへの復活を懸念しているのだ、それについては十分に了承を得られなかつた、こゝろいう結果になつておるわけでありませぬが、先ほど来の局長の答弁によれば、義務教育の問題についてははいよいよ國家の機関においてやろうという統一的方向といふものが事実上先行しておる、こゝろいうふうに見ざるを得ないと思つておる。

○杉江政府委員 私が出した上でこゝろいう名稱変更についても疑問の余地のないように、こゝろ懸念のないように処置をされるべき教育の段階的な発展のためには私は好ましいと思つておる。なぜこゝろいう措置をとられたのか、こゝろいふ点。

○川崎(寛)委員 これは根本問題だ。こゝろいう根本の問題を説明員じやだめです。

○杉江政府委員 免許法は国立を通じて全体の問題であります。しかし国立においては国立が現になつておる役割り、今後果たすべき役割りを考えて諸般の整備をしていく、その一環として、名称も国立についてこのような措置をとることが適当だ、こゝろいう考え方で進めていくわけでありませぬ。

○川崎(寛)委員 この点は水かけ論に終つておると思つておる。こゝろで、それでは安養寺説明員にお尋ねしたいと思つておるけれども、三月十六日の本委員会における私の質問に対して安養寺さんは、「昨年一月〜ついでに四十年の一月で、昨年一月の下旬に教員養成関係の大学の学長及び教員養成関係学部の学部長にお集まりをいただきまして、こゝろいう説明をしたといふこと、名称変更の問題については説明をされたわけでありませぬ。

○安養寺説明員 さうございませぬ。

○川崎(寛)委員 それでは杉江局長はうそを答弁していることになるわけですね。同じく三月十六日の本委員会において、高橋委員の質問に対して杉江局長はこゝろいうふうにお答弁していらつたわけですね。つまり昨年宮城教育大学の問題が本委員会ですら議論になつたとき、こゝろの答弁に間違をしまし

て、それを高橋委員が質問されましたことについて、局長はこういうふう言っている。「ただ当時におきましては一般に名称変更をする計画は、まだそのときは具体化してはなかつたわけでありまして。」そのときは三月ですよ。三月の末具体化してはなかつたわけでありまして。ところが一方安養寺課長の答弁では、一月にそういう具体的な計画について話し合いをしておる。そういういたしますと、本委員会がわれわれがいつも指摘をいたしておりますように、あなた方にはこの委員会にかかけられたときにその場を過ぎればそれでいいんだという考え方があつたわけですね。だから皆さん方の答弁に対して、与党の皆さん方からすればあるいはしつこいと言われるぐらに繰り返して繰り返して追及がなされておるわけでありましてけれども、どうですか、一月にやっておきながら三月のこのときにはそういう計画はなかつたのだ、これは食い違ひじゃないですか。

○杉江政府委員 前から御相談申し上げてきた基本的態度を、これを御納得を得てやりたい、もし皆さんの御納得を得ることができなければこれを強行するというようなことは事実上できないし、やるべきでもなからう、こういう考え方で御相談してまいつたのであります。だから当時においてこれをやるという方針はもちろんきめてなかつたわけでございます。そういう意味において私は具体化してないというふうに申し上げたと思ひます。

○川崎(寛)委員 局長が具体的にきめていなかつたことを安養寺課長が大学の学長や教員養成関係学部の学部長に対して方針を説明するというのは、それは越権行為じゃないのですか。

○杉江政府委員 それは課長から申し上げたのも、私がいま申し上げたような態度でこういうふうにお考えたらどうですかということをお申し上げたと私は理解しております。

○川崎(寛)委員 それは本委員会ですというものの懸念についていろいろと質疑がなされているわけですね。なるほどきまつてはいません。しかし計画はあつたわけですね。計画はあつたわけですよ。

う。予算の方針の説明の際にそういうことをちゃんと担当課長はやつておられる。ところが当時におきましてはそういう計画は具体的にないのだから、これは私は簡単に承服できないのです。一方では具体的に各大学なり学部と相談をされておる、そういう方針を説明されておる。ところが本委員会における追及に際しては具体的な計画はないのだ、こういうふうにお答えしておられる。そのことを十六日の、ついで一週間こそその前のときにもそういうふうにお答えしておられる。そういういたしますと、局長の答弁というものが責任を持って、そしてまた大臣の答弁というものが旧制師範の復活その他のものではないというふうにい切つてみても、あるいは先ほど師範教育の根本的なものは教育の国家統制だという点について局長も言っておられるわけけれども、そういう懸念があるという世間のあるいは大学当局の疑問といふものについても、私はそういう態度ではこれはやはり了承を得られない。具体的に事実関係が食い違ひしているのですからね。明確にしてみたいと思ひます。

○杉江政府委員 先ほど御答弁したとおりでありまして、そのときも基本的態度としてあくまで御相談の上事を進めていきたいという態度であつたわけでありまして。だからそのとき非常に御異論があればそういうことも思ひとどまらなければならぬというふうな考え方もうちに含みながら御相談しておつたところでありまして、そういうふうにするべきだというふうな基本的な方針というものは、まだあの段階においては具体化しているということをお申し上げる段階ではなかつた。その意味において、私は食い違ひしているというふうには考えておりません。

○川崎(寛)委員 それは納得できないのですよ。そういうふうには具体的にこうしたいんだという方針というものは話し合はれておる。しかし、具体的計画はなかつたといふ段階で御答弁しておられる。どう考えてもおかしいですよ。関係者には方針を説明しておられるのですよ。本委員会ではそ

うじゃないと言つておられるのですよ。計画はないんだと言つておられる。なぜ率直にこういう方針で関係者と話し合ひしておるといふことが言えなかつたのですか。

○杉江政府委員 いまの私の答弁について食い違ひしていることばは、速記録のどの部分について御指摘なのでしょう。

○川崎(寛)委員 十号の二ページ、最後の段の一番最後のところに「ただ当時におきましては一般に名称変更をする計画は、まだそのときには具体化してはなかつたわけでありまして。」その次に、「一ページおきまして五ページの上段です。安養寺説明員の「昨年の一月の下旬に教員養成関係の「そういうものは具体的に進めている」という説明があるわけですね。」

○杉江政府委員 わかりました。用例が適切であつたかどうかの問題はありますけれども、私の気持ちにはそういうことでありまして。それと今回法律改正の措置をとるといふことは、もうその審れまではきめなかつたのです。どういふ状況になるかわからぬというふうな見通しを私は持つておつたわけでありまして。しかし幸いにして大多数の御賛成を得ましたので、今回踏み切つたわけでありまして。名称変更の問題は、実は中央教育審議会が三十三年に答申されたそのときからも出ているわけなんです、これは常に話題にのぼつており、また機会あることにむしろそのほうがいいのではないのですかということはお申し上げてきたわけですね。しかし、はっきりと法律改正まで踏み切るといふような、そういうふうな強い考え方で当時いろいろ話し合ひを進めたわけでありません。そういう点で私は具体化してはなかつたというふうにお申し上げたのであります。ただその具体化という意味がいろいろな広い意味を持ちますから、そういう御理解されるような意味にも解釈されるならば、その点において多少の食い違ひはあつたといふことにもなるかと思ひます。

○川崎(寛)委員 それでは法律改正とか、つまり、そういうふうな固まつたものとしてではなかつたんだ、こういうふうな意味で善意にとりた

かつたんだ、こういうふうな意味で善意にとりた

いと思ひます。なおこれ以上追及してもあれですが、ただしかし委員会の審議については責任を持ってもらいたいと思ふのです。先般中村大臣も、昨年の宮城教育大学をめぐる論議についてはいろいろと食い違ひがあるようだが、こういうふうなことも言つておられるわけけれども、こういうことについてはとにかくとかく世間に疑点を持たれがちです。それから、こういう点についてはひとつ慎重に、そして本委員会における答弁においては責任を持って答弁をしていただくように、政府側に要望いたしておきたいと思ふのです。

そこで次に移りたいと思ひますが、つまり教育の国家統制、教育内容というものを固めざることにたいへん問題があつたんだ、こういうことを師範学校教育との関連で先ほど答弁しておられるわけでありましてけれども、やはり教育の官僚統制ということになりましたら、先ほど長谷川委員も御質問になりましたように、戦後の大学における教員養成というものが失われて、むしろ政府側で期待をいたしております優秀な人材が集まつてくるということについては、逆の結果が出てまいらうと思ふのです。この点については、先ほど来の長谷川委員への御答弁を承つておきたいと思ふのであります。局長も前の各委員の質問に対して答弁をされて、とにかく最も根本的なもう一つの問題は、教員の待遇あるいは身分の保障、そういう点が問題だ、それをよくしなければならぬのだ、こういうふうにお言ひしておられるわけでありましてけれども、教員養成系の大学における学科目なり教官組織なりあるいは施設、設備の整備等の拡充を進めていくとともに、国や地方団体が教師に対して報いるだけの待遇というものを十分に保障しなければならぬと思ふわけですね。その点について具体的に当然養成というものと、それから卒業生が教師として現場に立つた場合の、その待遇

なり身分なりの保障というものを大幅に引き上げていかなければならぬ、これは谷川委員もILOの勧告等との関連で御指摘もありました。その点について、当然これに対応しなければならぬものとしての具体的な施策といえますか、具体的な方針というものを示したいかと思ひます。

○杉江政府委員 これは私の立場では十分お答えできないわけでありすけれども、ただ待遇の改善、身分の向上については、文部省として十分に努力をしなければならぬ大きな課題だ、かように私は考えております。

それからなお、先ほど先生から、二度にわたって何かこの委員会における私の答弁が食い違っているとか一貫してないという御意見がありましたけれども、私、その点について一言釈明させていただきます。

この前、名称変更のことはいまのところ考えておらないということをお前の委員会において申し上げた。それを今回やるのはどういふことかという御質問ですが、そのときも、私は上村委員に対しては、はっきり漸次というふうにしたいということをお申し上げているので、同じ当時の委員会において先生に対して別のお答えをするはずがないと私は考えたのであります。ところで、その後調べてみましたら、やはり私が申し上げたとおり、そのいまのところ考えておりませんというところは、いわゆる総合大学において教員養成を行なっておりますという御質問に対して、そういうことはいまのところ考えておりません、こういうことを申し上げたわけでありまして、名称変更については、当時から漸次というのをいたしたいというところを言っているわけでありす。

それからいまの御質問についても、いまちようど記録が出ておりますけれども、やはり昨年度においてもそういう質問が上村委員からありましたときに、それは現にお話している、だが、多くの学部長さんからたたくさんの意見が出ておりますというところを、これは上村委員の御質問に対して答

えておるわけでありす。そういうことで、先ほどの点、高橋委員からの御質問に対しては、あるいは具体化というふうな御質問も起ころたかと思ひますけれども、ただ前の委員会において私が申し上げたことは、その当時からいろいろ御相談している、そして、その当時においてかなり多くの賛成者がございすというところを私はお答えしているのをごいす。そういう意味において、いろいろ私の答弁にも不適切な点があつたかもしれませんが、一応釈明させていただきます。

○川崎(寛)委員 免許基準の改正という問題についてはまだ検討中に出てこない、こういうことですが、先ほど来、小学校は国立で、こういうことに事実上なるという見通しをお述べになられたわけですが、二月に出されました教養審の建議を見ますと、それに基づいて免許法が改正されます、当然に免許基準の強化がなされて、そして私立における、あるいは一般大学における小学校の教員養成ということは事実上不可能になつてくると思つておられる。そういうことを言つておられますが、事実ははそういう問題が出てまいりうと思つておられる。そういうことを言つておられるにもあります、あるいは教員養成の大学に在学中の諸君も持つております懸念というのは、小学校、中学校間における格差がつけられるんじゃないか、これは全国の小学校長協会の会長もやはりそういう不安を申しておられるわけですが、このことは、現在の給与の三本立てというものが、さらに四本立てになつていくのではないか、こういう懸念を持たれておられるわけでありす。

○杉江政府委員 今回の改正は、基本的には給与の三本立てと関係ないと私は考えております。いま小学校の教員養成が事実上国立大学が負担しなければならぬようになるのではないかとこの点につきましては、これは現に小学校の教員養成は

八割以上国が担当しておるわけでありす。そして、この小学校の教員の資質向上が、いま非常に重大な問題であるから、そういう観点からその教育内容も改善したいというのが今回の措置であり、またいま検討しております免許法の改正においても、そういう配慮からいろいろ考へております。しかし、開放性のためにはさういふことには、ただ事実上そういうことになつておるわけでありまして、そのことは、今後ともそういう状況が続くかと思ひますけれども、しかし、そのことのために何か小学校の教員養成の格下げになるというやうなことは全然考へておらない。むしろ、小学校の教員養成こそ重要だから、その部分を現に国で担当しているのだから、それを大いに充実強化したい、こういう考へ方であるいろいろな措置を考へておるわけでありす。

○川崎(寛)委員 教員の給与の問題についても、具体的に引き上げられなければならぬと先ほど御答弁になられたわけですが、これは自分の所管じゃない、こういうふうに言われたのです。それでは責任がないと思つておられる。具体的に先ほど言いましたように、国や地方団体がさういふ点で報いられるだけの待遇の改善をしていくということが優秀な人材を確保していく根本になるわけでありす。そのことは文部省として具体的にどのようにして実現をしようとしておられるのか、それをお尋ねしておきます。

○杉江政府委員 これは私の所管事項でないので、あまりはつきりしたことは申し上げかねるのでありますけれども、私は文部省の一員といたしまして、そのことについて最善の努力をすることをはつきり申し上げたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 教員養成大学の設置あるいは創設といふことは、そういう形をとらないで、名称変更等の形で事実的に目標に持つていこうとしておられる。当然これに対応する待遇の問題はこれと並行しなければならぬわけですが、優秀な人材を確保するといふたてまえであるならば、優秀な教員を養成していくそのことと当然に並行して

いかなければならぬ。局長の所管でないというところであれば大臣がおられませんから、政務次官に基本的な御方針をお述べいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 私、常々考へておることでありますが、学校の教師の仕事というものは昔もいまも変わりなく、どの職域の仕事よりも大切な仕事である、私自身平素から実は思ひつらぬほどでございます。あらゆる機会に、陳情の方とかいろいろ参つたときに、私はまず開口一番申し上げますことは、先生は自分の身分の待遇向上のためにいろいろ強力な要求を出して、そしてその目的達成をされるというやうな形自体がまことに不自然である。要求を待つまでもなく、何といひましても、国の構成の上から申しまして、私どものあとに続く青少年の教育ほど大切な仕事はない、大切な職場はないんだ。したがって、これはまことに常識的な私の発言でございますけれども、要求を待つまでもなく、どの職域の人たちの給与よりも先生の職にある人の給与は最優先的に尊重して、その向上につとめなければならぬということ、これは、実は平素から私考へておるのでございまして、現在もその気持ちに変わりはございません。

○川崎(寛)委員 大臣がお見えてございませぬので、締めくくりに大臣に対する質問は保留をさせておいていただきたいと思ひますけれども、最後に局長に、これは先ほど来長谷川委員もる質問された点でありますけれども、子供を教える技術の教育が重点になつてまいりす、大学の本来の研究活動は犠牲にされてまいりす。その点については、教育研究というものが大学の中で保障をされ、そして十分に行なわれていく、大学のそうした教育の研究活動について押えるものではない、その点は断固として大学教育の原則といひますか基本目的、そういうものは貫かれていくものであるといふふうな理解をしてよろしいです。

○杉江政府委員 大学が教育の場であると同時に、研究の場である、この原則はあくまで守るつもりでございます。のみならず、その研究機能をますます高めるように努力いたすつもりでありま



す。ただ私は、研究の面として、その内容面の研究と同時に技術の研究もまた必要だ、この点が実は研究の面において欠けていたのではないか、こういう点は同時に考えておきます。しかし教員養成の学部におきまず教育を技術面に片寄せさせることはとるべきではない、かように考えておきます。

て、名称等の変更については長い経過があつてで、きない、そういう趣旨でもありませんし、それであれば、われわれとしては、年度内成立の努力をいたしてまいりましたが、この点については責任を負えない、こういうことになりまして、今後の問題についていろいろと問題があるかと思ひますが、ひとつ最後に念を入れてこの点を確かめて、この法案の審議を終りたい、こう思ひます。

し、また、それがために教育を統制していろいろなこと、これは学校教育法、教育基本法等で日本の教育制度の根本はきまっておりますのでありまして、さようなことは絶対にございせんこと、私はここに明言申し上げておきたいと思ひます。

の一部分が取り入れられまして、今度は初任給の一般職との差額が約二千二、三百円になつたかと思ひますが、そういうふうにいままでも努力をしておるところでございまして、今後も私もは努力を続けたらと思ひますが、それにはやはり誇りを持ってその教職の職務を遂行していただく。また実態的にも、教員養成の学部の施設設備、教官組織の内容充実をいたしまして、そういうわれわれの主張が人事院その他関係方面で受け入れられるような客観情勢もつくっていく必要があるか、それについて、そういう方向で努力をし、将来は、できれば教育職というものにつきましましては、教育特別職といひますが、判検事等が特別職の制度になつておりますが、そういうようなことも検討して進めていくべきであらうというふうな考えをしておりますが、それについては、やはりそうした人事院を中心に、関係方面の受け入れられるような客観情勢というものを整える必要がある。この意味からも、今回のこの教員養成学部、学科の名称変更並びにそれに伴う施設設備、教官組織の充実等は、非常に基礎的な作業として重要なことであるというように私どもも考えておる次第でございまして。

午後一時二十一分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。川崎寛治君。

○中村(梅)國務大臣 ただいま御指摘の点は、たとえば国家統制とか戦前の師範学校への復活とかいうようなことは絶対にございせん。私どもの目標は、中教審や教職員養成審議会の研究と答申及び建議の精神に沿ひまして、できるだけりっぱな教職員を養成したい、そのためにはなるほど教科内容等は充実いたしますが、それと同時に教官の充実等をいたしまして、教育内容を改善し向上していきたい、そして、りっぱな教職員の養成をはかりたいということだけでありまして、それにはすつきりとした、学芸学部とか学芸大学というように何を目標にしたのか明確でないような姿よりは、やはり教職員を養成する学部、学科であるということとを明記するようにという審議会の答申や建議の線に沿ひまして、教育学部等に名称を変更したいということでありまして、名称を変更するからといって、旧師範学校のような姿にしようというような意図は絶対にございせんし、また、戦前と今日とは世の中が全然変わつております。憲法上の制度も変わつております。したがって、私は御納得をいたしたいのでこの内容を御検討いただければ、その危険性も全然払拭していただくことができるのじゃないか、こう思つておる次第で、時勢並びに諸制度から見ましても、また私どもの文部当局の考え方といたしまして、師範学校に復元するというようなことも絶対にありません。

○川崎(寛)委員 第二点は、教員養成というものの重要性についてはわれわれも十分に認めておるわけでありまして。学科目あるいは教官組織、施設設備、そういうものの整備充実ということは当然になされなければならないと思ひますが、それと同時に、問題は、そうした大学を卒業した現場に立つ教師の諸君が、誇りを持って教育に専念できるといふことのために、これも先ほど来繰り返して御質問をいたしておりますが、固なり地方自治体なり受け入れる側が教師の待遇を十分に引き上げて、そして身分保障を行なっていく、こういうことが当然並行しなければならぬと思つておるわけでありまして。いまの場合は、一方の養成関係の組織のほうだけが進んでおりまして、そちらの点は並行していかない、こういう点が繰り返して何人かの委員から、これは与党を含めまして質疑の際に、重要性は政府側からも答弁があるわけでありまして、給与その他の待遇の大幅引き上げについて具体的にどのように進めていかれるか、その方針をお示しいただきたいと思ひます。

○中村(梅)國務大臣 教職員の待遇を改善する必要のありますことは、私ども痛感を感じておるところで、今後一そう努力をいたしたいと思ひますが、従来におきましてもやつてはおりますので、あまり目立つた効果を發揮してはおりませんので、そういうような御指摘をいただければ、教育職員につきましましては一般職の公務員と比較して初任給を若干高くしてございまして、これはおそろく約一千円くらいだつたと思ひますが、自來俸給の改善につきましましては文部省として数回にわたつて人事院に申上りましては、その要望

○川崎(寛)委員 われわれこの法案については慎重に審議を進めてまいつたわけでありまして。先般来次官あるいは局長に對していろいろと御質問を申し上げましたが、最後に二、三点大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○中村(梅)國務大臣 ただいま御指摘の点は、たとえば国家統制とか戦前の師範学校への復活とかいうようなことは絶対にございせん。私どもの目標は、中教審や教職員養成審議会の研究と答申及び建議の精神に沿ひまして、できるだけりっぱな教職員を養成したい、そのためにはなるほど教科内容等は充実いたしますが、それと同時に教官の充実等をいたしまして、教育内容を改善し向上していきたい、そして、りっぱな教職員の養成をはかりたいということだけでありまして、それにはすつきりとした、学芸学部とか学芸大学というように何を目標にしたのか明確でないような姿よりは、やはり教職員を養成する学部、学科であるということとを明記するようにという審議会の答申や建議の線に沿ひまして、教育学部等に名称を変更したいということでありまして、名称を変更するからといって、旧師範学校のような姿にしようというような意図は絶対にございせんし、また、戦前と今日とは世の中が全然変わつております。憲法上の制度も変わつております。したがって、私は御納得をいたしたいのでこの内容を御検討いただければ、その危険性も全然払拭していただくことができるのじゃないか、こう思つておる次第で、時勢並びに諸制度から見ましても、また私どもの文部当局の考え方といたしまして、師範学校に復元するというようなことも絶対にありません。

○川崎(寛)委員 第三点といたしまして、この国立学校設置法と並行して、当然免許法の基準改定についての建議に基づいた法案の計画もあると聞いておるわけでありまして、いろいろの教育課程の改定による今後の問題点等についても十分な議論がでないわけでありまして、それらの点、今後の問題として、こうした免許基準の改定、そういうことによつて大学内の一般教育や専門教育というものが不当に圧迫されたのでは、大学教育の本来的目的というものが否定されてまいるわけでありまして、そうした学術専攻のための教育課程が今後制限される、そういうことのないようにされなければならぬと思つておるわけでありましても、そのことについての所信を表明を願ひたいと思ひます。

○中村(梅)國務大臣 大学でございまして、大

学の教育は、教育と同時に研究を兼ね備えたものでなければなりませんので、この精神はますます充実をしてみたいと思っております。

ただ免許法関係につきましては、これも御承知のとおり教育職員養成審議会でいろいろ研究をしまして、その結論が答申されておりますので、私どもは、この答申は専門家の研究として尊重をしてみたいと思っております。しかしこれもできるだけ無理のないようにしたいと思っております。ただ御承知のとおり、小学校は非常に幅広い科目を受け持ちますから、やはりその幅広い状態に應ずる、あるいは中学校は、その次に位する、あるいは高等学校は、受け持つ科目は少ないが、しぼられるが、深くないかなければならない、こういう差がありますから、そういう差に應じた、やはり免許の単位の取得等について考慮をしていきたいと思っております。まあこれなども私どもは、教員養成の実態を充実向上させていこうという意図に基づいておるもので、御指摘のように、できるだけ教員養成の学部、学科における教育の内容を整備充実していく、この精神には変わりありませんので、御指摘の御趣旨と全く沿った考え方であると思っております。

○川崎(寛)委員 終わります。

○八田委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○八田委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次会は来たる三月三十日水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会